

給 与 等 に 関 す る 報 告 資 料

人 事 統 計 に 関 す る 報 告

職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査

職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 比 較

生 計 費 関 係

労 働 経 済 指 標

人 事 院 勸 告

給与等に関する報告資料の説明	5
----------------	---

1 平成31年人事統計に関する報告

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	10
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比	11
第3表 職員の平均給与月額等	12
第4表 職員の扶養手当の支給状況	14
第5表 職員の管理職手当の支給状況	14
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	14
第7表 職員の住居手当の支給状況	15
第8表 職員の通勤手当の支給状況	15
第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢	16
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	37

2 2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第12表 民間における初任給の改定状況	40
第13表 職種別、学歴別初任給	41
第14表 民間における家族手当の支給状況	42
第15表 民間における住宅手当の支給状況	42
第16表 民間における特別給の支給状況	42
第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	43
第18表 民間における給与改定の状況	43
第19表 民間における定期昇給制度の内容	43
第20表 民間における定期昇給の実施状況	43
第21表 民間における定年制の状況	44
第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	44

第23表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	44
第24表	企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等	45
その1	給与比較の対象職種	45
その2	給与比較の対象外職種	61
その3	再雇用者	62
〈参考〉	職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	63

3 職員給与と民間給与との比較

第25表	職員給与と民間給与との比較	66
------	---------------	----

4 生計費関係

	平成31年4月の標準生計費算定方法	68
第26表	千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成31年4月）	68

5 労働経済指標

第27表	労働経済指標	70
------	--------	----

6 人事院勧告

〈参考〉	人事院勧告の骨子	74
------	----------	----

給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

第1 平成31年人事統計に関する報告

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、平成31年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

4 集計

集計作業は、総務部総務課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

第2 2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所
1,912事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により26層（うち千葉市10層、そ

の他県内地域16層)に層化し、これらの層から389事業所(うち千葉市109事業所、その他県内地域280事業所)を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は347事業所で、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 調査事項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個人票

職種別、年齢別、性別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集計

(1) 調査実人員

初任給関係635人(行政職に相当する調査実人員589人)、初任給関係以外の調査職種13,708人(行政職に相当する調査実人員12,228人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は97,365人であり、行政職に相当するものは、69,028人である。)

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(調査の状況)

調査対象事業所	1,912事業所
抽出事業所	389事業所
調査の完結した事業所	347事業所(調査完了率89.7%)
調査実人員	14,343人 (初任給関係 635人) (初任給関係以外の調査職種 13,708人)

第3 職員給与と民間給与との比較

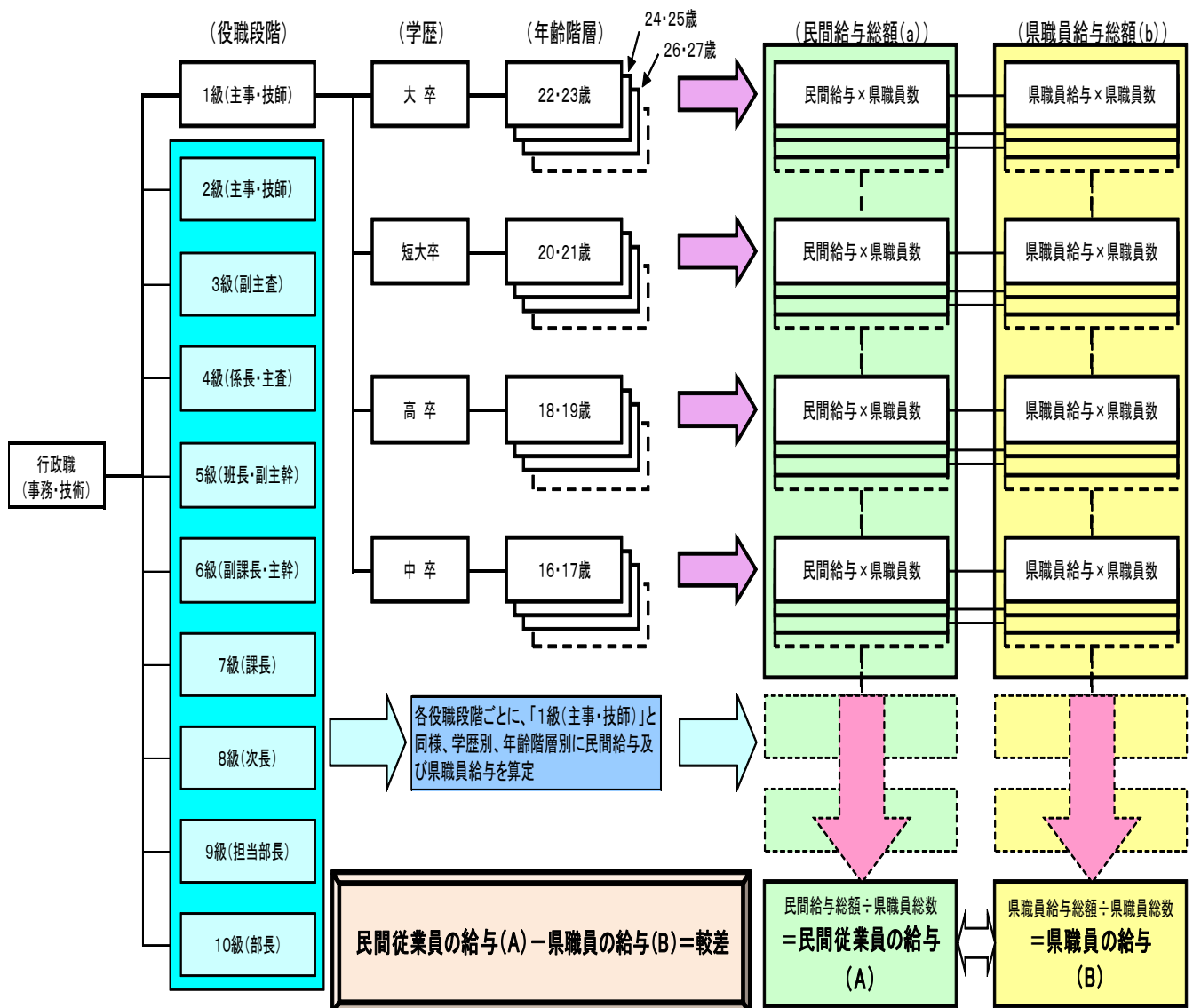
上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

<参考>

職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与との比較においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現に支払っている支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階別、学歴別及び年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



平成 31 年人事統計に関する報告
(職員給与関係)

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成31年人事統計に関する報告)

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
			人	歳	年
全給料表			52,356	39.6	17.3
一般職員	行政職給料表	9,398	39.8	18.1	
	研究職給料表	391	43.6	19.4	
	医療職給料表(一)	18	53.3	27.7	
	医療職給料表(二)	503	39.0	15.1	
	医療職給料表(三)	189	42.3	18.4	
	海事職給料表	45	41.9	21.6	
	福祉職給料表	172	33.0	10.3	
	特定任期付職員給料表	4	50.8	—	
	第1号任期付研究員給料表	0	—	—	
	第2号任期付研究員給料表	0	—	—	
計		10,720	39.9	17.9	
教育職員	教育職給料表(一)	79	48.7	24.3	
	教育職給料表(二)	30,239	40.3	17.3	
	計	30,318	40.4	17.3	
警察官	公安職給料表	11,318	37.4	16.8	

(注) 1 再任用職員等は含まれていない(以下第9表までにおいて同じ。)

2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員、教育職給料表(二)は高等学校、義務教育学校、中学校、小学校等に勤務する職員である(第2表、第9表及び第10表において同じ。)

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

(平成31年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	73.9	9.0	17.1	0.0	58.9	41.1
行政職給料表	100.0	59.1	12.8	28.1	0.0	61.5	38.5
研究職給料表	100.0	99.2	0.8	-	-	71.6	28.4
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	-	-	55.6	44.4
医療職給料表(二)	100.0	77.9	22.1	-	-	33.6	66.4
医療職給料表(三)	100.0	66.7	32.8	0.5	-	6.3	93.7
海事職給料表	100.0	11.1	57.8	31.1	-	97.8	2.2
福祉職給料表	100.0	70.3	26.2	3.5	-	38.4	61.6
特定任期付職員給料表	100.0	100.0	-	-	-	75.0	25.0
第1号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
第2号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
教育職給料表(一)	100.0	72.2	25.3	2.5	-	31.6	68.4
教育職給料表(二)	100.0	90.6	9.1	0.3	-	47.4	52.6
公安職給料表	100.0	40.7	4.3	54.9	0.1	89.5	10.5

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等

職員の区分	年月	職員数	平均年齢	平均経験年数		
					給料の月額	扶養手当
	年月	人	歳	年	円	円
一般職員	30.4	10,584	40.2	18.2	315,206	6,520
	31.4	10,720	39.9	17.9	312,640	6,318
うち 行政職員	30.4	9,262	40.1	18.4	311,991	6,590
	31.4	9,398	39.8	18.1	309,516	6,373
教育職員	30.4	30,537	40.8	17.9	355,440	6,144
	31.4	30,318	40.4	17.3	354,053	6,046
警察官	30.4	11,720	37.3	16.7	320,156	10,425
	31.4	11,318	37.4	16.8	322,648	10,651
計	30.4	52,841	39.9	17.7	339,555	7,169
	31.4	52,356	39.6	17.3	338,784	7,097

- (注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、警察職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む)。
 2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手当等
 3 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、その

(平成31年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
9,748	30,641	6,199	1,675	369,989	
9,633	30,369	6,632	1,570	367,162	99.2
9,916	30,295	6,073	1,493	366,358	
9,833	30,039	6,525	1,468	363,754	99.3
5,127	33,752	6,264	6,078	412,805	
5,067	33,606	6,416	6,033	411,221	99.6
2,096	30,622	4,306	390	367,995	
2,127	30,889	4,542	375	371,232	100.9
5,380	32,434	5,817	3,935	394,290	
5,366	32,356	6,055	3,897	393,555	99.8

察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外の

の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(平成31年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	7,194 人	2,621 人	3,951 人	622 人
2人	6,495	2,586	3,710	199
3人	4,084	3,038	1,011	35
4人	1,020	900	114	6
5人	106	94	12	0
6人以上	21	18	3	0
計	18,920	9,257	8,801	862

手当受給者1人当たり 平均手当月額	19,639円
----------------------	---------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成31年人事統計に関する報告)

区分 組織	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種	受給者計	手当受給者 1人当たり平均 手当月額
	知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員		
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学校 の事務 主幹	県立学校 の事務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	25	155	356	2,117	34	1,264	79	141	4,171	67,358

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成31年人事統計に関する報告)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1 人当たり平均 手当月額
	100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1100km 未満	1100km 以上 1300km 未満	1300km 以上 1500km 未満	1500km 以上 2000km 未満	2000km 以上 2500km 未満	2500km 以上		
受給者	135	14	0	3	0	0	0	0	0	0	0	152	31,211

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成31年人事統計に関する報告)

区 分		受 給 者 数
受 給 者 計		12,146 人
手当月額		
11,000円未満の受給者		5
11,000円以上27,000円未満の受給者		2,971
27,000円の受給者		9,170
手当受給者1人当たり平均手当月額		26,099 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり平 均 手 当 月 額
	2 人	10,000 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

(平成31年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交通機関等のみ利用者	13,065 人
	交通用具のみ使用者	33,498
	交通機関等・交通用具併用者	1,253
	小 計	47,816
非 受 給 者		4,540
計		52,356
手当受給者1人当たり平均手当月額		10,715 円
交通用具のみ使用者1人当たり平均手当月額		9,275

第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(平成31年人事統計に関する報告)

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										1
2										2
3										2
4										1
5										1
6										1
7										
8										
9	51	5								
10	5	3								
11	1	65	1							
12	1	34	1							
13	91	12	4							
14	7	3	4				1		1	
15	10	61	41						3	
16	7	43	28						3	
17	113	35	7						2	
18	12	21	5						3	
19	10	81	49							
20	7	46	33						1	
21	58	82	26						1	1
22	7	32	23							
23	51	65	15							
24	14	51	22					3		
25	40	58	20					1		
26	10	27	46					2		
27	68	69	27	1				6		
28	30	41	32	2				4		
29	134	59	14	1				5		
30	18	40	50	4				3		
31	87	36	33	2			2	7		
32	38	22	43	12			4	7		
33	155	43	35	9			10	10		
34	25	21	52	11			14	9		
35	78	35	46	4			19	7		
36	36	20	30	13	1	1	24			
37	143	28	25	21			27	1		
38	40	23	17	13			14	2		
39	69	15	25	15	3		12	3		
40	28	13	45	28	3		16	2		
41	62	10	34	13	5		14			
42	25	6	41	21	1		7			
43	33	10	35	28	7		6	1		
44	21	5	27	39	6	1	8			
45	91	4	38	20	7		8			
46	28		48	31	5		7			
47	41	3	30	34	6	4	4			
48	21	1	29	30	7	2	4			
49	46	1	23	36	6	4	7			
50	30	1	29	24	3	2	2			
51	23	1	24	36	7	3	3			
52	17		27	28	9	5	2			
53	13		13	21	9	16	2			
54	8		28	25	7	36	3			
55	13	1	7	17	20	64				
56	15		18	33	13	55	2			
57	12	1	9	19	18	43				
58	8	1	7	25	14	37				
59	11		15	30	19	31	1			
60	7		8	21	13	37	2			
61	12		4	27	28	30	10			
62	9	1	9	22	24	39				
63	14	1	8	27	30	40				
64	11		11	31	21	37				
65	11		7	33	15	21				
66	5		2	51	36	25				
67	5		4	43	36	22				
68	4		4	30	30	25				
69	3		8	42	25	10				
70	3		3	51	29	17				
71	5			44	53	16				
72	3		2	22	42	21				

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	全級
	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長	
号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73	5		18	25	41	12					
74	3		4	41	25	11					
75	2		2	35	44	13					
76	2		4	11	30	14					
77	1		10	25	35	7					
78			3	20	22	11					
79	3		5	26	19	22					
80	2		2	14	35	19					
81	1		1	16	52	13					
82	1		4	13	35	34					
83				26	55	18					
84			1	22	51	20					
85				10	44	65					
86	1			21	39						
87				22	47						
88				20	45						
89				13	37						
90	1			13	50						
91	1			18	67						
92				14	59						
93	13			16	411						
94				9							
95				21							
96			1	18							
97				70							
98											
99											
100											
101											
102											
103			1								
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113			1								
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125		1									
人員計	2,090	1,237	1,408	1,629	1,801	903	235	73	14	8	9,398
級別構成比	22.2%	13.2%	15.0%	17.3%	19.2%	9.6%	2.5%	0.8%	0.1%	0.1%	100.0%
平均給料月額	194,306	232,895	290,040	363,777	388,294	405,205	434,263	461,144	502,329	533,900	309,364
平均年齢	25.0	29.7	36.5	45.8	51.3	53.4	55.2	57.1	56.5	57.5	39.8

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。

2 人員計1の号給は空欄とした。

3 上記1、2の注は、以下第9表の各表において同じである。

公安職給料表 (警察官である職員に適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4				1					
5								1	
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13	143							1	
14	47								
15	43								
16	131								
17	33			1					
18	37								
19	18								
20	131		5						
21	34			1					
22	34		5						
23	27	1	5						
24	96	1	7						
25	15	2	1						
26	30	20	12						
27	16	23	4						
28	76	194	10						
29	187	25	2	2					
30	49	47	20	1					
31	35	33	9						
32	219	156	20	5					
33	38	37	10						
34	35	59	44	9					
35	13	36	26	2	2				10
36	16	158	80	4	4				
37	5	49	41	1	1				8
38	8	73	71	4	2				2
39	3	48	40	3					
40	2	141	103	7	3				10
41	5	38	35	4	2				2
42	3	66	67	12	1				3
43	4	52	51	6	1				3
44	6	98	74	12	5				2
45	4	41	45	3	1				27
46		43	68	12	5				
47	1	17	49	5	1	1			
48	3	20	94	14	10				
49		8	34	6	5				
50	1	13	79	23	8			1	
51	2	11	26	11	6	1			
52		8	70	20	7	1		15	
53		9	40	12	4			5	
54	2	9	69	25	12	1		3	
55		4	30	20	6			9	
56	2	6	78	29	16	3	8	7	
57		4	34	26	11	2		13	
58		6	72	36	13	3	7	5	
59		8	36	34	6	7	14	7	
60		7	68	62	13	2	13	4	
61		1	38	48	16	2	12	38	
62	1	2	61	65	15	9	8		
63		3	46	40	21	5	3		
64		3	81	93	19	3	5		
65		3	42	49	22	5	3		
66			82	86	24	7	7		
67		1	61	46	18	5	8		
68		2	80	84	29	10	7		
69		1	34	59	32	8	5		
70			89	91	39	11	3		
71		2	27	48	31	9	6		
72	1	1	76	73	40	9	2		
73			43	71	44	1	7		
74			51	62	28	7	4		
75			32	54	22	10	5		
76			48	63	32	6	1		

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官	
身給	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
77			24	50	22	9	4			
78			30	68	29	8				
79			19	45	23	5	8			
80			27	60	20	9	2			
81			7	43	29	5	3			
82			12	57	23	14	2			
83			8	31	14	8	3			
84			15	52	19	5	3			
85			13	50	17	7	32			
86			6	54	10	4				
87			3	38	27	10				
88			6	43	23	30				
89			2	42	23	14				
90			2	29	18	12				
91			4	32	22	21				
92			1	28	21	23				
93			1	28	16	167				
94				27	23					
95			3	23	21					
96				24	20					
97			1	31	308					
98			1	21						
99				31						
100				19						
101				28						
102				26						
103				26						
104				15						
105				23						
106				24						
107				24						
108				25						
109				18						
110				17						
111				19						
112				16						
113				28						
114				18						
115				17						
116				16						
117				26						
118				15						
119				29						
120				31						
121				13						
122				38						
123				40						
124				55						
125				360						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
										全級
人員計	人 1,556	人 1,590	人 2,710	人 3,317	人 1,305	人 479	人 185	人 109	人 67	人 11,318
級別構成比	% 13.8	% 14.1	% 23.9	% 29.3	% 11.5	% 4.2	% 1.6	% 1.0	% 0.6	% 100.0
平均給料月額	円 212,277	円 249,602	円 292,647	円 371,425	円 409,064	円 422,519	円 436,584	円 452,793	円 474,876	円 322,532
平均年齢	歳 21.5	歳 27.0	歳 33.5	歳 44.1	歳 50.1	歳 51.4	歳 53.8	歳 54.7	歳 57.2	歳 37.4

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級
	助教	講師	准教授	教授
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				1
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				1
18				
19				
20				
21				
22				
23				1
24				
25				
26		1		
27	1			
28				
29		1		1
30				1
31				
32				
33	1			
34				
35				
36				
37	1			
38				1
39	1		1	
40				2
41				
42				
43				
44				1
45				2
46		1		
47			1	1
48				1
49	1			1
50	2	2		1
51	1	1		1
52			1	
53				1
54			1	1
55	2	1	2	
56	1			
57	1	1	2	3
58				
59		1	1	1
60	1		1	
61	1		1	
62				1
63	1	2	1	
64				
65			1	
66		1		
67	1		1	
68			1	

職務の級 標準的な 職務 身給	1 級	2 級	3 級	4 級	
	助教	講師	准教授	教授	
69	人	人	人	人	
70	1	2	2		
71	1	1			
72					
73		1			
74	1				
75					
76			1		
77					
78					
79					
80					
81			1		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88		1			
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101		1			
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
					全 級
人員計	人 19	人 18	人 19	人 23	人 79
級別構成比	% 24.1	% 22.8	% 24.0	% 29.1	% 100.0
平均給料月額	円 321,500	円 391,772	円 432,689	円 496,487	円 415,199
平均年齢	歳 39.6	歳 47.9	歳 50.4	歳 55.4	歳 48.7

教育職給料表(二)

(高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
支給	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5	4				
6					
7		4			
8					
9	3	2			
10					
11		6			
12					
13	1	5			
14					
15	1	6			
16					
17		434			
18		3			
19	3	62			
20		13			
21		529			5
22	1	5			18
23		108			79
24	1	41			178
25	3	268			191
26		17			168
27		477			127
28	2	67			65
29	6	245			39
30	1	43			56
31	1	579			36
32	2	95			24
33		230			28
34		92			24
35	2	627			11
36	1	100	1		20
37	1	237			17
38	2	131			8
39	2	622			4
40		127			3
41	6	237			1
42	5	162	1		7
43	7	645	2		8
44	1	139			6
45	6	246			9
46	3	178	2		5
47	9	594	1		5
48	1	186	1		
49	2	22	4		
50	1	28		1	
51	8	58	2	1	
52	4	209		1	
53	9	162	4		
54		538	3		
55	1	243	3	1	
56	2	251	1	3	
57	9	182	1		
58	7	543	1		
59	1	232		1	
60	3	199	3	1	
61	9	192	1	2	
62	5	364	2	1	
63	3	210	2	9	
64	9	220	4	3	
65		175	3	7	
66		297	5	9	
67	1	142	1	15	
68	5	80	1	11	
69	1	16	2	4	
70	8	36		6	
71	8	121		9	
72	3	196		10	
73	4	194		13	
74	7	297		20	
75	4	217	2	23	
76	7	220	2	16	
77		175	1	34	
78	1	293		73	
79	1	209	3	102	
80	3	176	1	59	
81	5	174	2	41	
82	6	244	1	140	
83	6	188	2	67	
84	3	166	1	35	

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
	人	人	人	人	人	人
85	5	196			41	
86	4	249	2		87	
87	5	173	1		80	
88	4	144	4		51	
89	1	147	2		50	
90	1	190			74	
91		162			44	
92	3	154			61	
93	2	69	1		32	
94	3	28	6		24	
95		99	13		18	
96	1	160	19		16	
97		140	16		7	
98	4	150	21		7	
99	1	131	16		6	
100	2	154	7		2	
101	1	136	12		1	
102		127	6			
103		114	14			
104	1	135	12			
105	1	63	5			
106		17	5			
107	2	14	7			
108	1	60	4			
109	4	102	4			
110	2	115				
111	1	104				
112	2	88				
113		89				
114		105				
115		82				
116	1	99				
117	1	77				
118	1	88				
119	2	80				
120	3	95				
121	2	64				
122	3	74				
123	3	81				
124	1	77				
125		74				
126		90				
127		92				
128		126				
129	1	97				
130	2	89				
131	2	74				
132	1	107				
133	2	100				
134	3	105				
135	1	90				
136		110				
137	2	2				
138	1	138				
139	1	147				
140		164				
141		192				
142	1	264				
143		316				
144	1	408				
145		541				
146		545				
147		847				
148	1	972				
149		750				
150		752				
151		488				
152		148				
153		56				
154		30				
155		6				
156		5				
157		1				
158						
159						
160						
161	3	35				
人員計	311	27,224	243	1,319	1,142	30,239
級別構成比	1.0%	90.0%	0.8%	4.4%	3.8%	100.0%
平均給料月額	269,111円	331,636円	403,593円	426,327円	441,776円	339,861円
平均年齢	34.6歳	39.0歳	51.1歳	52.2歳	56.9歳	40.3歳

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額及び給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

研究職給料表

(研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級 技師	2級 研究員	3級 上席研究員	4級 次長・主席研究員・ 主任上席研究員	5級 所長
1					
2					
3					
4					
5		4			
6		1			
7			1		
8					
9		2			
10			1		
11		2	1		
12		2	2		
13		3			
14		2	2		
15					
16			1		
17		2			
18			5		
19			2		
20		1	1		
21		1			
22		3	2		
23		1	1		
24		1	4		
25		2	2		
26		1	3		
27		4	3		
28		2	2		
29		2	1		
30		2	1		
31		5	3		
32		6	3		
33		3	1		
34		1			2
35		4			2
36		2	6		2
37			3		
38			5		
39		4	1		
40		5	4		
41		3			
42		1	3		
43		2			
44			1		
45		1	4		
46		1	4		
47		3		1	
48		1	2	3	
49			1	3	
50		1	4		
51			1	3	
52		1	2	2	
53		1	1		
54			4	1	
55			2	2	
56			1	2	
57			1	1	
58			1	1	
59			2	2	
60			1	1	
61			1	1	
62			2	2	
63				1	
64			3	1	
65			2	6	
66				1	
67			1	5	
68			1	2	

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長	
	人	人	人	人	人	人
69			1	4		
70			3	6		
71			2	5		
72			1	4		
73		1		5		
74				3		
75			1	4		
76				7		
77				7		
78			1	7		
79			1	8		
80				13		
81				68		
82						
83						
84						
85			1			
86						
87						
88						
89			1			
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
人員計	人 1	人 84	人 118	人 182	人 6	人 391
級別構成比	% 0.3	% 21.5	% 30.2	% 46.5	% 1.5	% 100.0
平均給料月額	円 X	円 260,080	円 355,907	円 438,665	円 475,733	円 375,511
平均年齢	歳 X	歳 29.2	歳 38.8	歳 52.8	歳 57.0	歳 43.6

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表（一）（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級
	医師	主任医師	センター長	センター長
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27	1			
28				
29				
30				
31				
32	1			
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43			1	
44				
45				
46				
47				
48				1
49				1
50				
51				
52				
53				
54			1	2
55				
56				1
57				1
58				2
59				
60				
61				
62				
63				
64				

職務の級 標準的な 職務	1 級	2 級	3 級	4 級	
号給	医師	主任医師	センター長	センター長	
65	人	人	人	人	
66				2	
67					
68					
69					
70			1		
71					
72					
73					
74					
75					
76			1		
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89			2		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
					全 級
人員計	人 2	人 -	人 6	人 10	人 18
級別構成比	% 11.1	% -	% 33.3	% 55.6	% 100.0
平均給料月額	円 343,850	円 -	円 523,433	円 564,030	円 526,033
平均年齢	歳 29.0	歳 -	歳 51.0	歳 59.5	歳 53.3

医療職給料表(二)

(保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9		2						
10		1						
11								
12		1						
13		3						
14		1						
15								
16								
17		10						
18		1						
19		9						
20								
21	1	10						
22		1						
23	4	10						
24		1	1			1		
25	1	4	1			1		
26		2		2				
27	5	7	7					
28		2	3				1	
29		4						
30	1	1	2	5				
31	4	11	1	2				
32	1	6	3	2			1	
33		4				1		
34			5	4				
35	1	7	1					
36		1	2	5				
37	2	3		3		1		
38		8	6	1		1		
39	2	8	2			6		
40		2		4		1		
41		3		2		2		
42		3		3		2		
43		4	3	2				
44		1		5		1		
45		3		1		1	2	
46		2		5		2	1	
47		2	1	1		3		
48		3		4			2	
49	2	4	1	4		2	1	
50		1		1				
51				1		2		
52	2	2		3		2		
53				3		3		
54				1		2		
55		4		3		1	1	
56		1	2	1			1	
57			3					
58	1	1		3		2		
59		2		1		1		
60		1		1		2		
61				1		2		
62				2		3		
63				1		6		
64				2		2		

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	全級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
65	人	人	人	人	人	人	人	人	
66			1		1	3			
67				1	3	1			
68		2		1	2	1			
69				1	2	5			
70					1	9			
71					1	4			
72						2			
73				1		59			
74		1			2				
75									
76				1					
77					1				
78									
79					2				
80									
81					1				
82					2				
83									
84									
85					5				
86									
87		1							
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100		1							
101									
102									
103									
104									
105		3							
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
人員計	27人	165人	45人	85人	78人	101人	1人	1人	503人
級別構成比	5.4%	32.8%	8.9%	16.9%	15.5%	20.1%	0.2%	0.2%	100.0%
平均給料月額	200,100円	235,493円	272,500円	315,725円	369,176円	406,714円	X円	X円	306,402円
平均年齢	25.1歳	30.6歳	34.6歳	39.1歳	44.9歳	53.3歳	X歳	X歳	39.0歳

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表(三) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 另給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		4					
18							
19							
20							
21		4					
22							
23							
24							
25							
26		1					
27			2				
28			1				
29		1	1	1			
30							
31		2	2	1			
32		1					
33		1	1				
34				4			
35			1				
36		1	1	1			
37		1	1				
38		1	2	1			
39		2					
40					1		
41		2		1			
42							
43		3	1				
44		1		2			
45		2					
46			1				
47		2	1	1			
48		2					
49			2	1		1	
50				2		1	
51		1	1				
52				2			
53		1		4			
54						1	
55			2				
56		1					
57							
58		1					
59		2					
60		1		1			
61			1				
62		2		4			
63		1					
64							
65		1					
66		1		1			
67		1		1		1	
68		2		1			
69		1		3			
70				1			
71		1					
72		1					
73							
74		1					
75		1			1		
76			1	1			
77		1		2			
78				2			
79		1					
80		2			1		

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	全級
	准看護師 人	保健師・看護師 人	主任保健師・ 主任看護師 人	主査 人	副主幹 人	課長 人	課長 人	
81								
82		3		3	1			
83				1				
84				1	1			
85								
86			1	1				
87				1				
88								
89					3			
90					3			
91			1		2			
92		2			3			
93		2			2			
94					1	27		
95								
96								
97				1				
98				1				
99								
100		1						
101					1			
102				1				
103		2						
104								
105								
106								
107								
108								
109		1						
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
人員計	- 人	66 人	24 人	54 人	41 人	4 人	- 人	189 人
級別構成比	- %	34.9 %	12.7 %	28.6 %	21.7 %	2.1 %	- %	100.0 %
平均給料月額	- 円	268,065 円	293,033 円	339,915 円	391,807 円	421,400 円	- 円	321,853 円
平均年齢	- 歳	35.2 歳	37.2 歳	43.2 歳	54.5 歳	55.5 歳	- 歳	42.3 歳

海事職給料表

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

身給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	標準的な職務	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長
1		人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15			1			
16						
17						
18						
19	1					
20	1			1		
21			2			
22						
23					1	
24						
25	1		1			
26						
27	1					
28						
29			1		1	
30			1			
31						
32						
33						
34					1	
35						
36			1		1	
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43	1				2	
44						
45						
46				1		
47					2	
48						
49						
50						
51					1	
52					2	
53						
54						
55					3	
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
65	人	人	人	人	人	
66				1		
67						
68						
69						
70				1		
71						
72						
73				1		
74						
75						
76						
77				1		
78				1		
79						
80				1		
81						
82						
83						
84				1		
85						
86						
87						
88				2		
89				5		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101			2			
						全級
人員計	人 5	人 7	人 4	人 28	人 1	人 45
級別構成比	% 11.1	% 15.6	% 8.9	% 62.2	% 2.2	% 100.0
平均給料月額	円 229,380	円 270,914	円 355,725	円 415,575	円 X	円 367,820
平均年齢	歳 23.4	歳 30.3	歳 44.3	歳 47.1	歳 X	歳 41.9

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

福祉職給料表

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	2	1				
16						
17		2				
18						
19	3	2				
20						
21						
22						
23	4	1				
24						
25	21	4				
26		1	1			
27	4	2				
28	3					
29	10	1				
30						
31	3	1				
32	1	2	1			
33	4	1				
34	1		1			
35	3		1			
36		1	1			
37	3	2				
38	3			1		
39	1		2			
40	1	1	1			
41	1		2			
42	1	1	1		1	
43		3			2	
44	2					
45	1					
46	2		1			
47		1	1			
48	3		1		1	
49	1	1			1	
50						
51			1			
52						
53			2		1	
54					1	
55					1	
56	4				1	
57						
58		1				
59	5		1			
60			1			
61						
62						
63						
64	1					
65						
66			1			
67						
68						
69	1				1	
70						
71			1		1	
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78					1	
79						
80	1					

職員の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	全級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長	
身給	人	人	人	人	人	人	人
81							
82				1			
83				1			
84				2			
85				3			
86							
87				1			
88							
89				3			
90				1			
91							
92							
93							
94				1			
95							
96							
97				6			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
人員計	90人	29人	21人	32人	-人	-人	172人
級別構成比	52.3%	16.9%	12.2%	18.6%	-%	-%	100.0%
平均給料月額	205,543円	254,948円	318,543円	381,141円	-円	-円	260,339円
平均年齢	26.1歳	30.6歳	39.9歳	50.1歳	-歳	-歳	33.0歳

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	1
3	
4	1
5	2
6	
7	
人員計	4

第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
人員計	0

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(平成31年人事統計に関する報告)

給 料 表		級											
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
一般職員	行政職給料表	250			10	110	127	3					
	研究職給料表	24			6	18							
	医療職給料表(二)	18				2	8	8					
	医療職給料表(三)	3				2	1						
	海事職給料表	4				4							
	福祉職給料表	4			1	3							
教育職員	教育職給料表(二)	1,545		1,545									
警察官	公安職給料表	146				29	69	43	3	2			
給料表計		1,994											
60歳		687											
61歳		541											
62歳		359											
63歳		251											
64歳		156											

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(平成31年人事統計に関する報告)

給 料 表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	212			5	81	126					
	研究職給料表	15			3	12						
	医療職給料表(二)	8					5	3				
	医療職給料表(三)	1				1						
	海事職給料表	0										
	福祉職給料表	0										
教育職員	教育職給料表(二)	920		920								
警察官	公安職給料表	0										
給料表計		1,156										
60歳		146										
61歳		198										
62歳		267										
63歳		301										
64歳		244										

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査
（民間給与関係）

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	347	79	33	48	137	50
農業, 林業, 漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利 採取業, 建設業	25	4	2	3	8	8
製造業	118	21	8	16	55	18
電気・ガス・熱供給 ・水道業, 情報通信 業, 運輸業, 郵便業	56	12	4	10	21	9
卸売業, 小売業	36	12	5	5	13	1
金融業, 保険業, 不動 産業, 物品貸業	22	8	5	2	7	—
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	90	22	9	12	33	14

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が40所あった。
 2 調査対象事業所389所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた387所に占める調査完了事業所347所の割合(調査完了率)は、89.7%。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における初任給の改定状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	27.0 %	(38.9) %	(60.3) %	(0.8) %	73.0 %
高校卒	14.8	(38.2)	(60.3)	(1.5)	85.2

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 職種別、学歴別初任給

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	205,233 円
	短 大 卒	185,940
	高 校 卒	167,659
新 卒 事 務 員	大 学 卒	202,602
	短 大 卒	※ 175,893
	高 校 卒	167,146
新 卒 技 術 者	大 学 卒	210,817
	短 大 卒	189,562
	高 校 卒	168,342
新 卒 研 究 員	大 学 卒	※ 215,637
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	X
	高 校 卒	X
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	—
準 新 卒 医 師	大 学 卒	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	X
準新卒診療放射線技師	養成所卒	X
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	X
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	※ 215,611
準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒	—

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成30年度中に資格免許を取得し、平成31年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、平成28年3月大学卒業後、平成28年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成31年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		78.9%
配偶者に家族手当を支給する		(84.6%)
子に家族手当を支給する		(99.0%)
家族手当制度がない		21.1%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	12,442円
	配偶者と子1人	18,709円
	配偶者と子2人	24,694円

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした場合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	58.8 %
支 給 し な い	41.2
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上28,000円未満

第16表 民間における特別給の支給状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

項 目	支 給 額 等	
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	383,371 円
	上半期 (A 2)	385,853
特別給の支給額	下半期 (B 1)	843,028
	上半期 (B 2)	892,524
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.20 月分
	上半期 (B 2 / A 2)	2.31
	年 間	4.51

(注) 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.45月である。

第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

部長級(非役員)		課長級		係員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
53.2%	46.8%	54.1%	45.9%	60.9%	39.1%

第18表 民間における給与改定の状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
課長級		20.2%	15.3%	0.5%	64.0%
係員		32.4%	10.1%	0.4%	57.1%

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第19表 民間における定期昇給制度の内容

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	自動昇給	査定昇給	昇格昇給
課長級		34.9%	72.9%	48.9%
係員		43.3%	74.5%	50.7%

(注) 定期昇給の有無が不明及び定期昇給制度の内容が不明の事業所を除いた事業所を100とした割合である(複数回答)。

第20表 民間における定期昇給の実施状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
			増額	減額	変化なし			
課長級		89.1%	87.9%	18.7%	4.7%	64.5%	1.2%	10.9%
係員		93.4%	92.5%	20.6%	5.8%	66.1%	0.9%	6.6%

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第21表 民間における定年制の状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
99.2	84.9	14.3	0.8

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

区分	項目	給与減額あり	給与減額なし	
			60歳で減額	
		%	%	%
課長級		18.1	18.1	81.9
非管理職		24.1	24.1	75.9

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第23表において同じ)。
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

課長級	非管理職
%	%
75.8	78.3

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第24表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって		(A) - (B)	備 考	対 応 級	
			支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	43	52.0	770,647	3,431	767,216	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	{ 本表2企業規模 50人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	27	52.4	819,929	441	819,488		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	15	52.9	706,683	75	706,608		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	11	52.7	704,843	269	704,574	{ 構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	8	52.2	787,351	422	786,929		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	3	53.5	559,384	0	559,384		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	457	52.3	654,001	1,455	652,546	{ 2課以上又は構成員 20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	327	52.1	685,571	1,252	684,319		
	短 大 卒	35	52.3	593,515	163	593,352		
	高 校 卒	95	53.2	565,342	2,607	562,735		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	294	52.7	722,086	2,280	719,806	同 上	同 上
大 学 卒	231	52.9	734,058	612	733,446			
短 大 卒	19	52.5	698,658	1,382	697,276			
高 校 卒	44	51.7	666,167	11,670	654,497			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	143	51.5	610,946	746	610,200	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	104	51.8	639,764	997	638,767			
短 大 卒	15	50.5	554,095	0	554,095			
高 校 卒	24	50.6	504,764	0	504,764			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支 給す る給 与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	64	51.2	643,728	1,417	642,311	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	本表 2 企業規模 500人以上、本表 3 企業規模 100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	48	51.5	662,251	833	661,418		
	短 大 卒	5	50.4	580,981	3,427	577,554		
	高 校 卒	11	50.5	582,461	3,329	579,132		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	869	48.9	592,619	7,248	585,371	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	567	48.5	618,146	7,357	610,789		
	短 大 卒	75	49.7	554,566	5,690	548,876		
	高 校 卒	227	49.7	535,616	7,442	528,174		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	724	48.5	594,307	7,226	587,081	同 上	同 上
	大 学 卒	510	48.4	610,898	5,759	605,139		
	短 大 卒	58	47.7	556,840	5,642	551,198		
	高 校 卒	155	49.5	551,601	12,950	538,651		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	455	45.9	554,661	48,826	505,835	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	同 上
	大 学 卒	294	44.4	572,053	48,585	523,468		
	短 大 卒	49	46.4	466,001	30,892	435,109		
	高 校 卒	111	50.6	538,003	57,442	480,561		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
技術課長代理	311	44.8	520,719	42,463	478,256	同 上	同 上	
大 学 卒	233	44.1	526,187	41,820	484,367			
短 大 卒	28	49.3	513,172	50,208	462,964			
高 校 卒	50	47.5	488,258	42,111	446,147			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 「中間職（課長—係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	910	42.8	438,229	45,621	392,608	係の長及び係長級 専門職	本表2企業規模 500人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大学卒	493	40.2	445,751	43,016	402,735		
	短大卒	106	43.7	406,839	45,098	361,741		
	高校卒	307	47.1	436,094	50,394	385,700		
	中学卒	4	33.5	335,839	46,182	289,657		
	技術係長	678	44.2	494,393	55,910	438,483	同上	同上
	大学卒	387	42.6	491,087	44,535	446,552	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等 が上記主任と同等と認 められる主任 中間職（係長一係員 間）	同上
	短大卒	64	46.0	490,279	61,288	428,991		
	高校卒	225	47.3	503,415	78,669	424,746		
	中学卒	2	52.1	412,904	74,381	338,523		
	事務主任	973	41.8	403,991	45,670	358,321		
	技術主任	646	41.9	455,785	70,225	385,560	同上	同上
	大学卒	528	39.0	418,626	46,889	371,737	同上	同上
	短大卒	128	44.1	380,236	41,301	338,935		
	高校卒	315	45.8	388,022	44,994	343,028		
	中学卒	2	38.2	408,274	98,573	309,701		
	事務係員	3,479	36.7	321,240	36,761	284,479		
	大学卒	1,893	32.9	328,395	40,624	287,771	同上	同上
	短大卒	432	40.7	303,520	31,086	272,434		
	高校卒	1,134	42.3	315,052	31,865	283,187		
中学卒	20	42.9	305,620	35,673	269,947			

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって		(A) - (B)	備 考	対 応 級
				支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)			
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	2,171	33.9	348,466	60,724	287,742		{ 本表 2 企業規模 500人以上、本 表 3 企業規模 100人以上500人 未満及び本表 4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	1,289	31.5	355,058	65,314	289,744		
	短 大 卒	264	33.8	351,809	66,434	285,375		
	高 校 卒	613	38.8	333,633	49,138	284,495		
	中 学 卒	5	45.6	332,909	42,453	290,456		

2 企業規模500人以上

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	36	52.0	796,690	357	796,333	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	行政職 9級、10級
	大 学 卒	23	51.8	851,484	514	850,970		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	13	52.5	701,396	85	701,311		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	8	52.2	787,351	422	786,929	{ 構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	8	52.2	787,351	422	786,929		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	265	52.1	707,793	1,234	706,559	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	214	51.8	730,248	984	729,264		
	短 大 卒	16	54.0	618,770	254	618,516		
	高 校 卒	35	52.5	600,336	3,346	596,990		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 長	238	52.9	754,233	1,545	752,688	同 上	同 上	
大 学 卒	197	53.0	755,343	698	754,645			
短 大 卒	13	53.5	751,587	809	750,778			
高 校 卒	28	51.9	746,782	8,411	738,371			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	72	53.1	672,846	448	672,398	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	67	53.1	673,329	468	672,861			
短 大 卒	X	X	X	X	X			
高 校 卒	4	53.1	699,235	0	699,235			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	49	51.8	675,437	1,757	673,680	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 9級、10級
	大 学 卒	41	51.9	681,601	945	680,656		
	短 大 卒	2	52.2	638,012	6,702	631,310		
	高 校 卒	6	51.1	644,016	5,893	638,123		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	611	49.1	633,483	7,061	626,422	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大 学 卒	428	48.6	652,487	7,916	644,571		
	短 大 卒	48	50.2	590,793	3,334	587,459		
	高 校 卒	135	50.6	581,524	5,299	576,225		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	580	48.9	617,708	5,373	612,335	同 上	同 上
	大 学 卒	445	48.6	625,049	3,746	621,303		
	短 大 卒	35	48.6	605,021	1,899	603,122		
	高 校 卒	100	50.0	587,955	14,278	573,677		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	373	46.2	574,950	52,056	522,894	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 5級、6級
	大 学 卒	248	44.6	588,215	51,067	537,148		
	短 大 卒	40	47.2	475,389	33,084	442,305		
	高 校 卒	85	51.7	570,140	63,702	506,438		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	233	44.9	540,549	45,994	494,555	同 上	同 上	
大 学 卒	192	44.1	539,179	44,087	495,092			
短 大 卒	18	51.3	553,983	64,818	489,165			
高 校 卒	23	51.1	546,569	54,260	492,309			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	614	42.8	458,474	46,853	411,621	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	350	39.7	459,777	43,281	416,496		
	短大卒	65	44.3	419,214	48,892	370,322		
	高校卒	197	48.7	468,506	53,204	415,302		
	中学卒	2	31.6	367,870	74,513	293,357		
	技術係長	455	44.3	516,297	55,659	460,638	同 上	同 上
	大学卒	276	42.5	505,288	41,443	463,845	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3 級、4級）
	短大卒	41	47.1	516,222	66,657	449,565		
	高校卒	138	48.0	545,506	89,535	455,971		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務主任	690	42.2	418,589	45,258	373,331		
	大学卒	403	39.3	430,961	46,830	384,131	同 上	同 上
	短大卒	85	44.2	383,587	41,109	342,478		
	高校卒	201	47.2	406,874	43,516	363,358		
	中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	473	42.6	474,730	70,558	404,172			
大学卒	272	41.3	464,874	69,200	395,674	同 上	同 上	
短大卒	47	43.3	485,142	52,645	432,497			
高校卒	153	44.3	485,887	78,236	407,651			
中学卒	X	X	X	X	X			
事務係員	1,943	35.8	332,502	41,713	290,789			同 上
大学卒	1,190	31.9	330,702	44,838	285,864			
短大卒	217	40.2	305,247	34,817	270,430			
高校卒	531	43.6	348,750	36,915	311,835			
中学卒	5	49.8	273,135	13,914	259,221			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技術係員	1,364	33.5	353,747	62,008	291,739		行政職 1級
	大 学 卒	843	31.0	358,423	66,702	291,721		
	短 大 卒	153	34.2	366,424	74,030	292,394		
	高 校 卒	366	38.5	338,643	47,308	291,335		
	中 学 卒	2	45.0	361,837	26,473	335,364		

3 企業規模100人以上500人未満

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	7	52.1	628,173	20,244	607,929	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
	大 学 卒	4	55.9	628,674	0	628,674		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	2	56.5	747,360	0	747,360		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	3	53.5	559,384	0	559,384	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	3	53.5	559,384	0	559,384		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	162	52.7	585,027	1,938	583,089	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	97	52.5	599,811	1,940	597,871		
	短 大 卒	17	51.5	588,300	87	588,213		
	高 校 卒	48	53.4	556,775	2,547	554,228		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	51	52.2	589,293	2,109	587,184	同 上	同 上
	大 学 卒	34	52.6	598,368	63	598,305		
	短 大 卒	5	52.4	600,515	0	600,515		
	高 校 卒	12	51.2	562,258	8,063	554,195		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	64	49.7	542,604	1,199	541,405	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同 上	
大 学 卒	36	49.3	574,587	2,159	572,428			
短 大 卒	13	50.0	549,735	0	549,735			
高 校 卒	15	50.3	456,021	0	456,021			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	14	48.9	535,182	217	534,965	前記部長に事故等のあるときの職務代行 者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 7級、8級
	大 学 卒	7	48.9	545,750	160	545,590		
	短 大 卒	3	48.6	521,322	0	521,322		
	高 校 卒	4	49.3	523,551	499	523,052		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	225	48.2	477,010	5,009	472,001	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	128	48.1	482,648	3,866	478,782		
	短 大 卒	27	48.8	491,970	9,761	482,209		
	高 校 卒	70	48.1	461,194	5,091	456,103		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	124	46.9	488,739	12,455	476,284	同 上	同 上
	大 学 卒	57	45.3	495,506	19,396	476,110		
	短 大 卒	21	46.6	468,072	13,109	454,963		
	高 校 卒	45	48.7	490,419	4,215	486,204		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	75	43.1	420,678	28,589	392,089	上記課長に事故等のあるときの職務代行 者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	41	42.0	435,797	27,818	407,979		
	短 大 卒	8	42.4	396,392	21,902	374,490		
	高 校 卒	25	46.0	410,058	33,451	376,607		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
技術課長代理	72	44.4	442,761	27,123	415,638	同 上	同 上	
大 学 卒	38	43.7	435,935	21,682	414,253			
短 大 卒	10	44.7	420,722	17,112	403,610			
高 校 卒	24	45.3	461,257	39,080	422,177			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	237	42.2	381,338	41,546	339,792	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大学卒	114	41.1	394,910	39,331	355,579		
	短大卒	35	42.7	370,225	39,375	330,850		
	高校卒	86	43.4	370,320	45,927	324,393		
	中学卒	2	35.9	295,467	10,473	284,994		
	技術係長	211	43.9	431,960	58,869	373,091	同 上	同 上
	大学卒	108	42.4	433,098	57,440	375,658		
	短大卒	23	43.2	420,654	46,880	373,774		
	高校卒	78	45.9	434,041	63,753	370,288		
	中学卒	2	52.1	412,904	74,381	338,523		
	事務主任	234	40.8	362,349	46,568	315,781	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	106	37.8	369,138	47,956	321,182		
	短大卒	38	43.6	374,487	43,167	331,320		
	高校卒	89	43.0	349,169	45,956	303,213		
	中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	128	37.8	376,262	68,527	307,735	同 上	同 上	
大学卒	75	35.5	392,819	71,050	321,769			
短大卒	12	35.3	303,102	36,950	266,152			
高校卒	40	42.2	369,125	74,613	294,512			
中学卒	X	X	X	X	X			
事務係員	1,273	38.6	310,221	29,814	280,407		行政職 1級	
大学卒	607	35.4	328,576	31,340	297,236			
短大卒	192	41.9	305,710	26,479	279,231			
高校卒	461	41.3	289,541	29,028	260,513			
中学卒	13	40.3	305,736	34,765	270,971			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技術係員	675	34.8	342,866	59,437	283,429		行政職 1級
	大学卒	399	33.0	351,869	63,486	288,383		
	短大卒	76	33.9	322,025	41,715	280,310		
	高校卒	199	39.0	332,023	57,367	274,656		
	中学卒	X	X	X	X	X		

4 企業規模50人以上100人未満

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	30	53.0	512,107	1,050	511,057	{ 2課以上又は構成員 20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	16	53.3	529,588	1,267	528,321		
	短 大 卒	2	41.5	377,982	0	377,982		
	高 校 卒	12	54.1	505,238	895	504,343		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 長	5	50.0	499,012	34,306	464,706	同 上	同 上	
大 学 卒	—	—	—	—	—			
短 大 卒	X	X	X	X	X			
高 校 卒	4	51.8	488,046	39,882	448,164			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	7	50.9	533,850	0	533,850	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び 部次長級専門職 中間職(部長一課 長間)	同 上	
大 学 卒	X	X	X	X	X			
短 大 卒	X	X	X	X	X			
高 校 卒	5	50.3	536,799	0	536,799			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	X	X	円 X	円 X	円 X	前記部長に事故等のあるときの職務代行 者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	X	X	円 X	円 X	円 X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	33	49.0	458,901	26,721	432,180	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級
	大 学 卒	11	49.3	473,561	19,391	454,170		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	22	48.9	451,442	30,451	420,991		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	20	47.5	448,711	36,618	412,093	同 上	同 上
	大 学 卒	8	49.6	450,719	48,407	402,312		
	短 大 卒	2	41.5	486,211	6,000	480,211		
	高 校 卒	10	47.3	439,883	34,943	404,940		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	7	48.7	508,881	30,349	478,532	上記課長に事故等のあるときの職務代行 者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	5	47.0	478,819	33,165	445,654		
	短 大 卒	X	X	円 X	円 X	円 X		
	高 校 卒	X	X	円 X	円 X	円 X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	6	44.6	368,875	31,106	337,769	同 上	同 上	
大 学 卒	3	48.0	378,520	78,667	299,853			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	3	42.3	362,567	0	362,567			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級		
		人	歳	円	円	円				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	59	44.6	418,484	46,788	371,696	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級		
	大学卒	29	43.2	430,554	52,704	377,850				
	短大卒	6	43.9	487,775	35,023	452,752				
	高校卒	24	46.5	389,341	41,982	347,359				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	技術係長	12	46.6	350,814	22,031	328,783	同 上	同 上		
	大学卒	3	46.7	399,317	54,772	344,545				
	短大卒	—	—	—	—	—				
	高校卒	9	46.6	336,511	12,376	324,135				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	事務主任	49	40.8	354,109	48,423	305,686			係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	19	37.7	367,934	42,449	325,485				
	短大卒	5	46.0	361,101	29,293	331,808				
	高校卒	25	42.2	342,902	56,051	286,851				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	技術主任	45	43.0	385,128	69,943	315,185			同 上	同 上
	大学卒	20	42.5	378,234	61,243	316,991				
	短大卒	11	43.6	376,056	42,682	333,374				
	高校卒	14	43.2	399,764	97,955	301,809				
	中学卒	—	—	—	—	—				
事務係員	263	37.0	263,954	23,370	240,584	同 上	行政職 1級			
大学卒	96	32.9	283,408	28,860	254,548					
短大卒	23	34.1	254,089	24,711	229,378					
高校卒	142	39.9	250,886	18,493	232,393					
中学卒	2	43.5	398,354	105,681	292,673					

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	132	35.6	284,484	44,701	239,783		行政職 1級
	大学卒	47	32.3	280,757	39,983	240,774		
	短大卒	35	30.1	305,591	67,650	237,941		
	高校卒	48	41.0	274,552	34,983	239,569		
	中学卒	2	54.0	304,875	56,284	248,591		

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	5	55.4	229,343	0	229,343	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	3	45.3	376,214	90,180	286,034	
	守 衛	—	—	—	—	—	
	用 務 員	4	51.5	306,162	8,696	297,466	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	8	57.8	888,189	0	888,189	
	大 学 教 授	88	57.2	731,043	1,751	729,292	
	大 学 准 教 授	70	49.3	607,232	0	607,232	
	大 学 講 師	47	45.8	528,929	0	528,929	
	大 学 助 教	16	38.7	444,542	0	444,542	
	高 等 学 校 校 長	X	X	X	X	X	
	高 等 学 校 教 頭	4	59.9	592,356	3,018	589,338	
高 等 学 校 教 諭	71	46.0	501,378	11,977	489,401		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	6	52.8	784,991	0	784,991	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 (課) 長	66	50.9	668,552	2,394	666,158	
	研 究 室 (係) 長	70	44.2	551,524	37,939	513,585	
	主 任 研 究 員	146	41.0	512,887	45,598	467,289	
	研 究 員	120	32.7	411,038	65,974	345,064	
研 究 補 助 員	23	39.9	370,192	43,796	326,396		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	副 院 長	X	X	X	X	X	
	医 科 長	—	—	—	—	—	
	医 師	3	47.4	1,606,066	0	1,606,066	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	8	50.4	441,697	7,551	434,146	
	薬 剤 師	47	41.3	332,003	11,435	320,568	
	診 療 放 射 線 技 師	46	38.7	334,955	14,925	320,030	
	臨 床 検 査 技 師	49	40.2	307,856	19,425	288,431	
	栄 養 士	30	39.6	298,882	23,471	275,411	
	理 学 療 法 士	74	32.0	313,052	13,606	299,446	
	作 業 療 法 士	59	35.2	303,517	11,651	291,866	
	総 看 護 師 長	5	57.2	656,418	56,392	600,026	
看 護 師 長	79	47.1	428,711	36,501	392,210		
看 護 師	231	39.6	376,901	60,001	316,900		
准 看 護 師	100	47.8	353,809	77,200	276,609		

その3 再雇用者

企業規模計

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
事務・技術関係職種	支店長・工場長	2	60.0	633,415	0	633,415	その1給与比較の対象職種の備考欄参照
	事務・技術部長	29	62.3	531,564	148	531,416	
	事務・技術部次長	2	63.1	375,058	0	375,058	
	事務・技術課長	16	63.4	436,826	8,991	427,835	
	事務・技術課長代理	14	62.1	309,001	22,966	286,035	
	事務・技術係長	28	61.8	292,935	10,080	282,855	
	事務・技術主任	27	61.2	293,973	29,888	264,085	
	事務・技術係員	436	61.8	271,538	12,457	259,081	

<参考> 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県職員(行政職)		民間従業員の役職		
職務の級	標準的な職務	企業規模 500人以上の事業所	企業規模 100人以上 500人未満の事業所	企業規模 50人以上 100人未満の事業所
10級	部長	支店長・工場長 部長・部次長	/	/
9級	担当部長			
8級	次長	課長	支店長・工場長 部長・部次長	/
7級	課長			
6級	副課長・主幹	課長代理	課長	支店長・工場長 部長・部次長
5級	班長・副主幹			課長
4級	係長・主査	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査		係長	係長
2級	主事・技師	主任	主任	主任
1級	主事・技師	係員	係員	係員

職員給与と民間給与との比較

第25表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
369,368 円	368,797 円	571 円 (0.15 %)

- (注) 1 職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。
 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

平成31年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国消費実態調査」及び「家計調査」に基づき、平成31年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国消費実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の平成31年4月における1人世帯の費目別標準生計費（平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の平成31年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査」（千葉市・勤労者世帯）における平成31年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成30年1月～12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第26表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成31年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	27,600 ^円	43,490 ^円	53,850 ^円	64,200 ^円	74,560 ^円
住居関係費	39,050	31,330	33,740	36,150	38,560
被服・履物費	2,800	7,880	8,760	9,640	10,510
雑費Ⅰ	44,590	39,560	67,220	94,860	122,520
雑費Ⅱ	8,180	19,190	23,300	27,420	31,550
計	122,220	141,450	186,870	232,270	277,700

勞 働 經 濟 指 標

第27表 労働経済指標

項目 年度・年月	①	②	③		④	⑤						⑥		
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数 (調査 産業計)	有効求人倍率 (季節調整値)		完全 失業率 (季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)						所定内 (調査)		
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国 (倍)	千 葉 県 (倍)		全 国		千 葉 県				全 国		
						一般 労働者		一般 労働者	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	一般 労働者	前年度比・ 前年同月比 (%)	一般 労働者	前年度比・ 前年同月比 (%)
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
平成 29年度	1.9	1.3	1.54	1.28	2.7	294.1	0.4	356.9	267.9	1.2	347.0	269.0	0.6	324.8
30年度	0.7	0.5	1.62	1.33	2.4	296.0	0.6	359.2	270.9	1.1	353.6	270.7	0.6	326.9
平成 30年4月		0.5	1.60	1.34	2.5	298.5	0.2	361.5	272.8	0.0	357.1	272.4	0.3	328.2
5月	0.5	0.6	1.61	1.35	2.3	294.5	0.8	355.6	268.1	△ 0.1	348.8	269.9	0.8	324.4
6月		0.5	1.61	1.35	2.5	296.8	0.8	358.4	270.1	0.9	351.5	271.8	0.6	326.5
7月		0.2	1.62	1.36	2.5	296.4	0.8	358.9	270.0	1.4	351.8	271.4	0.6	327.0
8月	△ 0.5	0.3	1.63	1.37	2.4	295.5	1.1	357.4	270.1	1.6	352.6	270.8	1.1	325.9
9月		0.1	1.63	1.35	2.4	295.5	0.5	358.1	266.8	0.0	348.4	271.2	0.6	327.1
10月		0.1	1.62	1.34	2.4	298.3	1.1	361.5	270.4	1.4	353.8	272.6	1.1	328.7
11月	0.4	0.1	1.63	1.34	2.5	298.7	1.4	361.6	271.3	0.8	353.6	272.2	1.3	327.7
12月		0.1	1.63	1.33	2.4	297.6	0.9	360.7	269.6	△ 0.8	352.8	271.5	1.0	327.5
平成 31年1月		1.3	1.63	1.28	2.5	291.9	0.0	356.9	275.5	3.3	357.4	267.1	△ 0.1	325.0
2月	0.5	1.2	1.63	1.27	2.3	292.8	0.3	358.8	272.6	3.1	354.7	267.6	0.2	326.2
3月		1.1	1.63	1.31	2.5	295.3	△ 0.1	361.1	273.5	2.1	360.4	269.7	△ 0.2	328.0
4月		1.1	1.63	1.37	2.4	299.5	0.3	364.4	280.1	2.7	365.1	273.4	0.3	330.8
令和 元年5月	0.3	0.8	1.62	1.38	2.4	294.8	0.1	357.6	274.2	2.3	357.6	269.4	△ 0.1	325.2
6月		1.0	1.61	1.34	2.3	297.6	0.3	361.0	276.4	2.2	360.8	272.4	0.3	328.7

資料出所: ①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤～⑨厚生労働省「毎月(注)1 ①は平成23年基準、②、⑤、⑥、⑪、⑫は平成27年基準である。

2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。(全国の数値は「本系列」の値である。)

給 与 産業計)			⑦ 所 定 外 給 与 (調査産業計)		⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消 費 支 出 (名目) (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑪ 消費者物価指数 (総合)		⑫ 国内企業 物価指数
			千 葉 県		全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国		千 葉 市		
(千円)	前年度比・ 前年同月比	一般 労働者	(千円)	(千円)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年度比・ 前年同月比	(千円)	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比
	(%)	(%)								(%)		(%)	(%)	(%)	(%)
243.3	1.0	312.4	25.2	24.6	147.8	143.2	12.6	12.3	313.0	1.2	314.7	△ 8.2	0.7	0.6	2.7
246.2	1.2	318.3	25.3	24.7	146.8	140.3	12.5	11.8	318.3	1.7	355.8	13.1	0.7	0.5	2.2
246.6	△ 0.2	319.7	26.1	26.2	150.8	142.7	13.0	12.0	335.0	1.5	382.8	9.8	0.6	0.3	2.2
242.6	△ 0.5	312.7	24.6	25.5	146.5	141.5	12.4	12.0	312.4	△ 0.9	327.2	19.0	0.7	0.6	2.7
245.4	0.9	316.3	25.0	24.6	152.5	144.4	12.4	11.7	292.0	△ 1.6	294.6	9.5	0.7	0.4	2.9
245.2	1.5	316.5	25.0	24.8	150.8	143.6	12.4	12.1	310.0	0.4	412.0	37.1	0.9	0.5	3.1
245.8	1.7	317.9	24.7	24.3	145.9	141.0	11.8	11.1	319.9	6.1	365.0	14.1	1.3	1.0	3.1
243.4	0.0	314.9	24.3	23.5	143.3	137.2	12.2	11.5	302.7	2.5	324.3	20.6	1.2	0.7	3.0
246.2	1.3	319.2	25.7	24.2	150.2	142.3	12.9	11.9	315.4	0.5	388.9	23.3	1.4	0.8	3.0
246.2	0.8	317.7	26.5	25.2	153.6	144.4	13.1	12.0	303.5	0.8	398.6	42.0	0.8	0.5	2.3
244.3	△ 0.6	316.9	26.1	25.3	145.9	139.5	12.8	12.1	351.0	△ 0.3	355.3	7.0	0.3	0.1	1.4
250.5	3.4	322.2	24.8	25.0	136.6	134.6	12.1	11.6	325.8	2.6	308.3	△ 16.9	0.2	0.0	0.5
248.2	3.4	320.0	25.2	24.4	142.1	135.1	12.5	11.2	302.8	4.7	373.9	21.8	0.2	0.4	0.9
249.5	2.4	325.7	25.6	24.0	144.1	137.2	12.8	11.9	348.9	4.2	338.8	△ 12.7	0.5	0.8	1.3
254.8	3.3	329.1	26.1	25.2	148.7	141.9	13.1	11.8	337.2	0.7	373.8	△ 2.3	0.9	0.9	1.3
249.9	3.1	323.0	25.3	24.3	141.4	137.4	12.4	11.7	332.3	6.4	318.1	△ 2.8	0.7	0.7	0.7
252.5	2.8	326.6	25.2	23.9	147.4	140.8	12.3	11.3	308.4	5.6	310.9	5.5	0.7	0.9	△ 0.2

勤労統計調査全国調査」、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行

人 事 院 勸 告

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約 12,500 民間事業所の約 55 万人の個人別給与を実地調査 (完了率 87.9%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09% [行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢 43.4歳]
〔俸給 344円 はね返し分(注) 43円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和元年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
	勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度以降	期末手当	1.30月	1.30月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に關する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

